証券コード　2694
平成30年６月12日

株主各位

名古屋市北区黒川本通二丁目46番地
株式会社ジー・テイスト
代表取締役社長　阿久津貴史

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月26日（火曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月27日（水曜日）午前10時

２．場　　所　名古屋市東区大幸南１丁目１番10号
名古屋市東文化小劇場　４階ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第59期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　取締役５名選任の件

第２号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」を当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.g-taste.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、政府による経済政策等の効果を背景に、企業収益や雇用環境の改善が見られ、景気は緩やかな回復基調が続いておりますが、賃金の伸び悩みにより個人消費に力強さは見られず、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

外食業界を取り巻く環境においても、食材価格の高騰、人材不足による採用費等のコストの高騰に加えて、消費者の節約志向による個人消費の改善の鈍化の影響もあり、先行きは依然として厳しい状況が続くことが懸念されております。

当社グループでは、グループ全体としてQSCの強化を図り、さらに外食事業においては、安心、安全でお客様にご満足頂ける商品提供への取り組み強化と併せ、ブランド力が高い業態への業態転換、店舗改装やメニューのブラッシュアップなどの業態改善とそのFC加盟開発の強化に努めてまいりました。また、外食事業を中心に、店舗閉店や採算低下に伴う固定資産除却損、店舗閉鎖損失、店舗閉鎖損失引当金繰入額、減損損失等を計上しました。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高253億61百万円（前年同期比5.2％減）、営業利益４億18百万円（前年同期比33.7％減）、経常利益５億37百万円（前年同期比13.7％減）、親会社株主に帰属する当期純損失３億70百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失１億27百万円）となりました。

各セグメント別の概況につきましては、次のとおりであります。

イ．外食事業

寿司業態

「平禄寿司」では、従来から需要が高かったお持ち帰り寿司の宅配を試験的に開始しております。拡大していく中食事業への対応を視野に、２店舗目となる宅配寿司専門店を新規オープンいたしました。既存店においては、石巻から鮮魚品や貝類、生本まぐろの仕入を行い、新鮮なネタの提供にこだわるだけでなく、一品メニューにおいても殻付き牡蠣や仙台名物の牛たん等の販売に取り組むなど、大手競合チェーン店との差別化を積極的に図っております。

居酒屋業態

「村さ来」では、恒例になります「元祖酎ハイ祭り」や、「旨いもん祭」と称した期間限定「まぐろづくし」や「秋刀魚づくし」など様々なキャンペーンを数多く開催し、積極的な集客に努めてまいりました。居酒屋業態の競争環境は激化しており、今後も商品提案力の強化に努めてまいります。また、来期は、創業1973年11月の「村さ来」業態が45周年を迎え、「ぱたぱた家」業態では10周年を迎えますことから、各種キャンペーンを行う等、お客様に永く愛され続ける業態を目指し、日々の改善を行ってまいります。

焼肉業態

「焼肉屋さかい」の業績が堅調に推移したほか、「国産牛焼肉食べ放題肉匠坂井」では直営店、フランチャイズ店を含め、８店舗の出店（業態変更含む）を進め、当連結会計年度末時点で19店舗となりました。翌期初４月にはさらに２店舗オープンするなど順調に店舗数を伸ばしております。「国産牛焼肉食べ放題肉匠坂井」については、今後、当社グループの一つの柱となるよう、今後も出店拡大をしてまいります。

ファーストフード業態・レストラン業態

「長崎ちゃんめん」「敦煌」を中心に堅調に推移いたしました。また「おむらいす亭」では年々高まる健康志向や人件費の高騰に対応するため、牛肉100％の炭焼ハンバーグに加え、サラダバーの導入やタッチパネル式のオーダーシステムを導入するなど、様々な取り組みにより顧客支持の拡大とオペレーションの効率化に努めております。「おむらいす亭」は直営２店舗、フランチャイズ加盟店３店舗を新規オープンしております。

当連結会計年度においては、外食事業では新規出店を６店舗（焼肉業態３店舗、寿司業態１店舗、ファーストフード業態２店舗）及びフランチャイジーや事業譲受などからの店舗取得等による増加４店舗、フランチャイジーへの店舗売却等による減少３店舗、契約期間満了や不採算に伴い28店舗を閉店いたしました結果、外食直営店舗341店舗となりました。

以上のような施策を図ってまいりましたが、居酒屋業態を中心に苦戦を強いられたことにより、当連結会計年度の外食事業における売上高は、238億61百万円（前年同期比3.7％減）、営業利益12億35百万円（前年同期比7.5％減）となりました。

ロ．教育事業

当連結会計年度の教育事業における売上高は、15億円（前年同期比23.1％減）、営業利益90百万円（前年同期比48.2％減）となりました。

なお、当社の連結子会社である株式会社ジー・アカデミーとNOVAホールディングス株式会社との間で締結している教育事業（学習塾事業・英会話事業）にかかるフランチャイズ契約は、平成30年３月31日の契約期間満了日をもって終了し、同日付で教育事業は終了しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資総額は12億66百万円で、その主たるものは新規出店、業態転換及び既存店改装費用であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

イ．他の会社の株式の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

ロ．他の会社の新株予約権の取得の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第56期 (平成27年３月期)	第57期 (平成28年３月期)	第58期 (平成29年３月期)	第59期 (当連結会計年度) (平成30年３月期)
売上高（千円）	27,982,781	27,598,460	26,739,737	25,361,149
経常利益（千円）	903,285	915,034	623,423	537,761
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)（千円）	627,699	550,631	△127,475	△370,128
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)（円）	3.61	2.88	△0.67	△1.93
総資産（千円）	20,142,911	21,109,286	21,396,232	20,666,720
純資産（千円）	9,737,507	10,204,430	9,993,097	9,535,064
１株当たり純資産額（円）	50.89	53.26	52.10	49.66

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社ジー・コミュニケーション（以下「ジー・コミュニケーション」といいます。）で、同社は当社の株式77,410千株（議決権比率40.47%）を保有いたしております。

また、株式会社クックイノベンチャー（以下「クックイノベンチャー」といいます。）は、ジー・コミュニケーションの議決権割合100%の株式を保有しており、同社の親会社であることから、クックイノベンチャーは当社の親会社（当社株式の間接保有）に該当いたします。

なお、株式会社神戸物産は、平成25年５月21日付で、同社が議決権の保有割合で18.9%を出資するクックイノベンチャーについて、平成25年10月期第２四半期より連結子会社として連結の範囲に含めることを開示いたしました。これにより、同日付で株式会社神戸物産は当社の親会社に該当することとなりました。また、同社は当社の株式27,851千株（議決権比率14.56%）を保有いたしております。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

イ．当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

・食材仕入、運賃、店舗施工代にかかる価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。
・事務管理手数料については、当社における発生コスト等を勘案して、交渉の上決定しております。
・財務アドバイザリー手数料については、持株会社である親会社における運営費用及び一般的な信用保証料等を参考にして、交渉の上決定しております。
・資金の借入に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

・新株予約権付社債の発行条件は、当社株式の市場価格を勘案して合理的に決定しております。

ロ．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社等との取引に関して、上記の事項を勘案して取引条件等を決定しており、当社取締役会等が当社の社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っているため、意思決定手続の正当性については問題はなく、当社の利益を害するものではないと判断しております。

ハ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 クック・オペレーション	50百万円	100%	飲食店舗運営事業
株式会社 ジー・アカデミー	10百万円	100%	教育事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ その他

平成30年４月２日に、株式会社敦煌を当社の100%出資により設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、少子高齢化や他社との競争激化により非常に厳しいものとなっております。特に下記の課題に積極的に取り組んでいくことで、さらなる成長に努めてまいります。

① 新規出店
② 既存店舗の強化
③ 経営資源の効率化の徹底
④ 人材の確保・育成
⑤ 原価高騰への対処

(5) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

① 飲食店の経営及びフランチャイズチェーン店の加盟募集
② 食肉製品、冷凍食品等の加工
③ 関連商品の販売

(6) 主要な営業所及び店舗（平成30年３月31日現在）

本店（名古屋本社）	名古屋市北区黒川本通二丁目46番地
東京支社	東京都中央区築地二丁目10番６号
仙台オフィス	仙台市宮城野区榴岡二丁目２番10号
山口オフィス	山口県山陽小野田市大字西高泊字烏帽子岩沖676番地９の１

直営店舗

（北海道内）	７店	（長野県内）	５店	（岡山県内）	11店
（青森県内）	１店	（石川県内）	８店	（広島県内）	12店
（岩手県内）	５店	（福井県内）	５店	（山口県内）	24店
（宮城県内）	38店	（富山県内）	９店	（徳島県内）	１店
（秋田県内）	１店	（岐阜県内）	４店	（香川県内）	７店
（山形県内）	４店	（静岡県内）	28店	（愛媛県内）	２店
（福島県内）	４店	（愛知県内）	17店	（高知県内）	１店
（茨城県内）	４店	（三重県内）	５店	（福岡県内）	11店
（栃木県内）	２店	（京都府内）	５店	（熊本県内）	２店
（埼玉県内）	12店	（大阪府内）	18店	（大分県内）	１店
（千葉県内）	11店	（兵庫県内）	９店	（宮崎県内）	１店
（東京都内）	41店	（奈良県内）	２店	（鹿児島県内）	２店
（神奈川県内）	14店	（島根県内）	１店	（海外）	１店
（新潟県内）	５店				

計341店

(7) 使用人の状況（平成30年３月31日現在）

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
615(2,153)名	△119(△153)名	38.8歳	8.2年

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に、１日８時間換算による年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年３月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	1,500,000千円
株式会社みずほ銀行	934,000千円
株式会社関西アーバン銀行	821,450千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　673,477,576株

② 発行済株式の総数　197,051,738株（自己株式5,710,489株を含む）

③ 株主数　20,805名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ジー・コミュニケーション	77,410千株	40.46%
株式会社神戸物産	27,851千株	14.56%
沼田昭二	22,618千株	11.82%
ジー・テイスト取引先持株会	3,252千株	1.70%
アリアケジャパン株式会社	2,224千株	1.16%
株式会社J・ART	804千株	0.42%
江川春延	600千株	0.31%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口4）	600千株	0.31%
日本生命保険相互会社	416千株	0.22%
岡田甲子男	400千株	0.21%

（注） 持株比率は自己株式（5,710,489株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

平成26年６月25日開催の株主総会決議及び平成27年６月15日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権（第４回新株予約権）

新株予約権の数	124個
当社役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く） ・新株予約権の数：　100個 ・目的となる株式の数：10,000株 ・保有者数：　５人 社外取締役　― 監査役 ・新株予約権の数：　24個 ・目的となる株式の数：2,400株 ・保有者数：　３人
新株予約権の目的である株式の種類と数	当社普通株式　12,400株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の発行金額	新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しないものとする。
新株予約権の行使価額	新株予約権１個あたり100円 （１株につき１円）
新株予約権の行使期間	平成32年６月22日から 平成34年６月21日まで
新株予約権の行使条件	①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の役職員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。 ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき１個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。 イ．行使期間の開始日から１年間 新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の２分の１ ロ．行使期間の開始日から１年を経過した日から１年間 新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の全て ⑤各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

イ．平成25年２月15日開催の取締役会決議に基づき発行した第７回無担保転換社債型新株予約権付社債

［転換社債型新株予約権付社債の内容］	
社債の総額	400,000千円
各社債の金額	10,000千円
利率	本社債には利息を付さない。
社債の発行日	平成25年３月18日
償還の方法及び期日	１償還金額 額面100円につき金100円 ２償還の方法及び期限 平成32年３月18日（以下「償還期限」という。）（但し、償還期限が日本における銀行営業日（以下「営業日」という。）ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者はその直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
募集方法	第三者割当ての方法により、全額を株式会社神戸物産に割り当てる。
［新株予約権の内容］	
社債に付された新株予約権の総数	40個
新株予約権の目的である株式の種類と数	１新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 ２本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	―――

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	１本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、償還の期限の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。 ２本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる１株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、35.0円とする。
新株予約権の行使期間	平成25年４月１日から 平成32年３月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40％未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。

ロ．平成25年２月15日開催の取締役会決議に基づき発行した第８回無担保転換社債型新株予約権付社債

［転換社債型新株予約権付社債の内容］	
社債の総額	400,000千円
各社債の金額	10,000千円
利率	本社債には利息を付さない。
社債の発行日	平成25年３月18日

償還の方法及び期日	1 償還金額 額面100円につき金100円 2 償還の方法及び期限 平成32年３月18日（以下「償還期限」という。）（但し、償還期限が日本における銀行営業日（以下「営業日」という。）ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者はその直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
募集方法	第三者割当ての方法により、全額を株式会社神戸物産に割り当てる。
［新株予約権の内容］	
社債に付された新株予約権の総数	40個
新株予約権の目的である株式の種類と数	1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 2 本新株予約権の行使の請求（以下「行使請求」という。）により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	―――
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、償還の期限の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。 2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる１株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、35.0円とする。
新株予約権の行使期間	平成26年３月18日から 平成32年３月18日まで

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40％未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。

ハ．平成25年５月15日開催の取締役会決議に基づき発行した第10回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

［転換社債型新株予約権付社債の内容］	
社債の総額	300,000千円
各社債の金額	10,000千円
利率	本社債には利息を付さない。
社債の発行日	平成25年３月18日
償還の方法及び期日	１償還金額 額面100円につき金100円 ２償還の方法及び期限 平成32年３月18日（以下「償還期限」という。）（但し、償還期限が日本における銀行営業日（以下「営業日」という。）ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者はその直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
募集方法	第三者割当ての方法により、全額を株式会社神戸物産に割り当てる。
［新株予約権の内容］	
社債に付された新株予約権の総数	30個

新株予約権の目的である株式の種類と数	1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 2 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	―――
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、償還の期限の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。 2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、43.5円とする。
新株予約権の行使期間	平成25年８月１日から 平成32年３月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40％未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。

ニ．平成25年５月15日開催の取締役会決議に基づき発行した第11回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

［転換社債型新株予約権付社債の内容］	
社債の総額	300,000千円
各社債の金額	10,000千円
利率	本社債には利息を付さない。
社債の発行日	平成25年３月18日
償還の方法及び期日	１償還金額 額面100円につき金100円 ２償還の方法及び期限 平成32年３月18日（以下「償還期限」という。）（但し、償還期限が日本における銀行営業日（以下「営業日」という。）ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者はその直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
募集方法	第三者割当ての方法により、全額を株式会社神戸物産に割り当てる。
［新株予約権の内容］	
社債に付された新株予約権の総数	30個
新株予約権の目的である株式の種類と数	１新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 ２本新株予約権の行使の請求（以下「行使請求」という。）により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	―――
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	１本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、償還の期限の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

	２本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる１株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、43.5円とする。
新株予約権の行使期間	平成26年３月18日から 平成32年３月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40％未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。

ホ．平成25年５月15日開催の取締役会決議に基づき発行した第13回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

［転換社債型新株予約権付社債の内容］	
社債の総額	300,000千円
各社債の金額	10,000千円
利率	本社債には利息を付さない。
社債の発行日	平成25年３月18日
償還の方法及び期日	１償還金額 額面100円につき金100円 ２償還の方法及び期限 平成32年３月18日（以下「償還期限」という。）（但し、償還期限が日本における銀行営業日（以下「営業日」という。）ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者はその直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。

募集方法	第三者割当ての方法により、全額を株式会社神戸物産に割り当てる。
［新株予約権の内容］	
社債に付された新株予約権の総数	30個
新株予約権の目的である株式の種類と数	１新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 ２本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	―――
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	１本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、償還の期限の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。 ２本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる１株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、40.9円とする。
新株予約権の行使期間	平成25年８月１日から 平成32年３月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40％未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。

へ．平成25年５月15日開催の取締役会決議に基づき発行した第14回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

［転換社債型新株予約権付社債の内容］	
社債の総額	300,000千円
各社債の金額	10,000千円
利率	本社債には利息を付さない。
社債の発行日	平成25年３月18日
償還の方法及び期日	１償還金額 額面100円につき金100円 ２償還の方法及び期限 平成32年３月18日（以下「償還期限」という。）（但し、償還期限が日本における銀行営業日（以下「営業日」という。）ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者はその直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
募集方法	第三者割当ての方法により、全額を株式会社神戸物産に割り当てる。
［新株予約権の内容］	
社債に付された新株予約権の総数	30個
新株予約権の目的である株式の種類と数	１新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 ２本新株予約権の行使の請求（以下「行使請求」という。）により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	―――
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	１本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、償還の期限の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

	２本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる１株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、40.9円とする。
新株予約権の行使期間	平成26年３月18日から 平成32年３月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40％未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	杉　本　英　雄	株式会社クックイノベンチャー代表取締役 G.COM RESTAURANT SINGAPORE PTE.LTD. Director GINZA SUSHI ICHI PTE. LTD. Director
代表取締役 副社長	稲　吉　史　泰	東日本カンパニー統括 株式会社クックイノベンチャー取締役 株式会社クック・オペレーション代表取締役 株式会社ジー・アカデミー取締役
取締役副社長	阿久津　貴　史	西日本カンパニー統括 株式会社クックイノベンチャー取締役 株式会社クック・オペレーション代表取締役 株式会社ジー・アカデミー代表取締役 株式会社ジー・アクアパートナーズ代表取締役 G.COM RESTAURANT SINGAPORE PTE. LTD. Managing Director
取締役	川　上　一　郎	経営企画本部統括
取締役	稲　角　好　宣	管理本部長 株式会社ジー・コミュニケーション代表取締役 株式会社クックイノベンチャー取締役
取締役	畑　中　　裕	エムアンドシーコンサルティング株式会社代表取締役 株式会社エスプール監査役
常勤監査役	間　宮　友　久	
監査役	佐　藤　加代子	
監査役	黒　川　孝　雄	

（注）１．取締役畑中裕氏は社外取締役であります。
２．監査役佐藤加代子氏及び黒川孝雄氏は社外監査役であります。
３．監査役佐藤加代子氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、黒川孝雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．川上一郎氏は平成30年３月31日に取締役を辞任いたしました。なお、当該取締役の地位及び担当は退任時の地位及び担当であります。
６．平成30年４月１日付で次のとおり取締役の地位・担当等の異動がありました。

氏　名	新	旧
杉　本　英　雄	代表取締役会長	代表取締役社長
阿久津　貴　史	代表取締役社長 東日本営業本部長	取締役副社長 西日本カンパニー統括
稲　吉　史　泰	取締役 北日本営業本部長	代表取締役副社長 東日本カンパニー統括

② 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	6名 （1名）	82,997千円 （3,885千円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	13,728千円 （7,582千円）
合計 （うち社外役員）	9名 （3名）	96,725千円 （11,467千円）

（注）1．取締役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第35回定時株主総会において月額20百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2．監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第35回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。
3．上記報酬等の額には、役員賞与7,285千円（取締役6,565千円、監査役720千円）を含んでおります。
4．上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（取締役202千円、監査役48千円）を含んでおります。

ロ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役畑中裕氏は、エムアンドシーコンサルティング株式会社の代表取締役を兼務しております。同社と当社との間には特別な関係はありません。

ロ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役畑中裕氏は、株式会社エスプールの監査役を兼務しております。同社と当社との間には、人材採用の受付代行に関する業務委託契約等の取引関係があります。

ハ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（32回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役　畑中　裕	32回	100%	—	—
監査役　佐藤　加代子	32回	100%	12回	100%
監査役　黒川　孝雄	32回	100%	12回	100%

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役畑中裕氏は、経営コンサルタント及び企業経営者としての経験・識見を活かすとともに、当社の論理に捉われない客観的視点から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

監査役佐藤加代子氏は、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役黒川孝雄氏は、主にフランチャイズ事業に関する専門的見地から取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

ニ．親会社又はその子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

当事業年度において、社外監査役が、役員を兼任する親会社又は当該親会社の子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は600千円であります。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　なぎさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注) 1．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の会計監査人の監査計画における監査時間及び報酬の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づいて、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤　責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

経営理念をもとに、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、その者が作成する文書取扱規程に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。取締役及び監査役は文書取扱規程により、これらの文書等を常時閲覧できるものとしております。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役社長は、全社のリスクに関する統括責任者を取締役の中から任命し、総務部門において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しております。新たに発生したリスクについては、速やかに担当部署を定めております。内部監査部門がグループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に統括責任者及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定しております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

イ．職務権限・意思決定ルールの策定

ロ．取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施

ハ．経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

⑤　当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社において親会社の定期的な監査を受け入れ、その報告を受け入れると共に、親会社の取締役と定期的に情報交換を行い、コンプライアンス上の課題及び効率性の観点からの課題を把握しております。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査役の職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、会社に対して常設ないしは臨時で人員を配置するよう要請できるものとしております。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より、監査業務の補助の要請を受けた使用人は、その要請された業務の遂行に関して、取締役等の指揮命令を受けないこととしております。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や法令又は定款違反に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとしております。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の実効性を確保するため、顧問弁護士と契約し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証しております。

⑩　財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」システムを構築し、その有効性を評価、報告する体制を整備し運用しております。

⑪　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応することとしております。また、反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士に通報・相談できる体制を整えております。

なお、取引先については、取引開始時に社内、社外機関を活用し、反社会的勢力でないことを確認しております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

コンプライアンス規程の制定、行動規範の策定等により、当社及び当社グループ会社のコンプライアンスに関する基本的な考え方等について周知を図り、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社グループは内部通報制度運用規程により、相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社は、取締役及び監査役並びに各部門長を含む経営会議を毎月開催し、各部門及び各子会社の業務執行に係る方針、計画の審議、経営状況の報告等を受けるとともに、改善策の検討を行っております。また、コンプライアンス、リスク管理に係る重要な問題に当たっては、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、内部統制の構築・運用状況やリスクの把握・分析を行い、審議しております。

④ 監査役の職務執行

監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し意見を述べるほか、重要な決裁書類等の閲覧、取締役等から営業の報告等を含めた情報交換、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換により、取締役の職務の執行の監査、各事業部門における内部統制の状況及びその改善状況などを把握する等の業務監査を実施しております。監査役が実施した業務監査の内容は、必要の都度取締役会において意見を述べております。

⑤ 反社会的勢力排除について

取引先については、取引開始時に社内、社外機関を活用し、反社会的勢力でないことを確認しております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、速やかに警察当局及び顧問弁護士に通報、相談できる体制を整えております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業拡大に備え、内部留保による企業体質の強化を図りながら、安定した配当を維持していくことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、１株につき50銭とさせていただきました。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**8,568,728**	**流動負債**	**4,360,560**
現金及び預金	6,791,880	買掛金	811,799
受取手形及び売掛金	298,329	短期借入金	300,000
商品及び製品	88,727	1年内返済予定の長期借入金	637,488
仕掛品	1,349	1年内償還予定の社債	708,000
原材料及び貯蔵品	225,374	リース債務	2,448
繰延税金資産	369,596	未払法人税等	60,959
その他	804,642	未払消費税等	75,625
貸倒引当金	△11,171	賞与引当金	41,590
固定資産	**12,097,992**	店舗閉鎖損失引当金	9,994
有形固定資産	**8,271,034**	資産除去債務	19,833
建物及び構築物	3,666,024	その他	1,692,821
土地	4,193,952	**固定負債**	**6,771,096**
その他	411,058	社債	1,726,000
無形固定資産	**186,537**	新株予約権付社債	1,988,768
のれん	22,388	長期借入金	1,640,007
その他	164,149	リース債務	890
投資その他の資産	**3,640,419**	退職給付に係る負債	35,761
投資有価証券	114,394	資産除去債務	823,187
長期貸付金	137,856	その他	556,482
繰延税金資産	243,822	**負債合計**	**11,131,656**
敷金及び保証金	3,173,650	**純資産の部**	
その他	425,923	**株主資本**	**9,502,466**
貸倒引当金	△455,227	**資本金**	**100,000**
		資本剰余金	**8,842,326**
		利益剰余金	**1,377,565**
		自己株式	**△817,424**
		新株予約権	**32,598**
		純資産合計	**9,535,064**
資産合計	**20,666,720**	**負債純資産合計**	**20,666,720**

（注）　記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**25,361,149**
売上原価	**9,053,620**
売上総利益	**16,307,528**
販売費及び一般管理費	**15,888,802**
営業利益	**418,726**
営業外収益	**252,530**
受取利息及び配当金	7,734
業務受託料	64,687
その他	180,108
営業外費用	**133,495**
支払利息	31,617
支払手数料	60,342
貸倒引当金繰入額	1,041
その他	40,493
経常利益	**537,761**
特別利益	**16,995**
固定資産売却益	16,093
新株予約権戻入益	902
特別損失	**513,518**
固定資産売却損	671
固定資産除却損	42,721
店舗閉鎖損失	65,094
店舗閉鎖損失引当金繰入額	9,994
減損損失	384,163
事業撤退損	10,872
税金等調整前当期純利益	**41,238**
法人税、住民税及び事業税	60,984
法人税等調整額	350,382
法人税等合計	411,366
当期純損失	**370,128**
親会社株主に帰属する当期純損失	**370,128**

（注）　記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	8,842,326	1,843,364	△817,391	9,968,299
当期変動額					
剰余金の配当			△95,670		△95,670
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△370,128		△370,128
自己株式の取得				△33	△33
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	△465,798	△33	△465,832
当期末残高	100,000	8,842,326	1,377,565	△817,424	9,502,466

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	24,797	9,993,097
当期変動額		
剰余金の配当		△95,670
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		△370,128
自己株式の取得		△33
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,800	7,800
当期変動額合計	7,800	△458,032
当期末残高	32,598	9,535,064

（注） 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の状況

・連結子会社の数　　２社

・連結子会社の名称　　株式会社クック・オペレーション
株式会社ジー・アカデミー

(2)非連結子会社の状況

・非連結子会社の数　　１社

・非連結子会社の名称　　株式会社ジー・アクアパートナーズ（注）

（注）平成29年8月24日より、株式会社活性化本舗さぬきから商号を変更しております。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(2)持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法非適用の非連結子会社の数　　１社

・持分法非適用の非連結子会社の名称　　株式会社ジー・アクアパートナーズ

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）を採用しております。
関係会社株式	移動平均法による原価法を採用しております。
その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
・時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。

②デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ	時価法を採用しております。

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

1. 製品・仕掛品 原材料（工場）	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
2. 商品・原材料	一括購入分 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。 都度購入分 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
3. 貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2)重要な固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 （リース資産除く）	定率法によっております。 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　10～31年 工具、器具及び備品　５～10年 また、平成19年３月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。
②無形固定資産 （リース資産除く）	定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。 のれんについては、主に10年間で均等償却する方法を採用しております。
③リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産	自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
(3)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する金額を計上しております。
③店舗閉鎖損失引当金	店舗閉店に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉店関連損失見込額を計上しております。

(5)その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
②退職給付に係る会計処理の方法	従業員の退職給付に備えるため、退職給付制度の廃止日（平成18年３月31日）における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職一時金制度の退職金未払額は、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取り扱い（実務対応報告第２号）」を適用し、「退職給付に係る負債」として計上しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 担保に提供している資産

建物及び構築物	984,332千円
土地	4,158,566千円
計	5,142,898千円

上記資産は、下記の債務の担保に供しております。

１年内返済予定の長期借入金	100,000千円
１年内償還予定の社債に係る銀行保証	708,000千円
社債に係る銀行保証	1,626,000千円
長期借入金	100,000千円
㈱ジー・コミュニケーションの社債に係る銀行保証	1,050,000千円

（注）この他、資金決済に関する法律に基づき以下を供託しております。

敷金及び保証金	9,500千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　14,011,672千円

（連結損益計算書に関する注記）

事業撤退損は、教育事業終了に伴い発生する損失に関して計上したものであり、その内容は、フランチャイズ契約解除に伴う補償金の受入れ、校舎資産（有形固定資産。敷金・保証金、その他事業資産）の譲渡、前受金の精算等によるものであります

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末株式数(千株)
普通株式	197,051

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末株式数(千株)
普通株式	5,710

3. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年５月15日取締役会	普通株式	95,670	0.5	平成29年３月31日	平成29年６月26日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年５月15日取締役会	普通株式	95,670	利益剰余金	0.5	平成30年３月31日	平成30年６月28日

4. 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）
		当連結会計年度末
第7回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	11,428
第8回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	11,428
第10回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	6,896
第11回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	6,896
第13回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	7,334
第14回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	7,334
合計	―	51,320

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、外食店舗の運営を中心に事業を行っており、それらの設備投資計画に照らして、必要な資金（主に借入や社債発行）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用する方針としております。デリバティブにつきましては、一定の範囲を限度として利回りの向上を図るために利用しております。また、短期的な運転資金を借入により調達しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び余資運用の債券であり、市場価格の変動リスクや投資先の事業リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に営業店舗用の土地・建物の賃借に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど１ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、新株予約権付社債及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後７年後であります。

デリバティブ取引は、通貨オプション取引であり、為替相場の変動によるリスクを有しております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、敷金及び保証金については、契約に際しては、相手先の信用状況を十分検討した上で意思決定を行うとともに、定期的に信用調査等を行い、信用状況を把握する体制としております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、契約先は、信用度の高い国内の金融機関であるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

満期保有目的の債券は、社内ルールに従い、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブ取引及び余資運用の執行・管理については、社内ルールに従い、財務経理部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注) 2. 参照)。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	6,791,880	6,791,880	－
(2) 受取手形及び売掛金	298,329	298,329	－
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	40,522	39,250	△1,271
(4) 敷金及び保証金	460,392	467,124	6,732
資産計	7,591,124	7,596,585	5,460
(1) 買掛金	811,799	811,799	－
(2) 短期借入金	300,000	300,000	－
(3) 社債（１年内償還予定の社債を含む）	2,434,000	2,434,282	282
(4) 新株予約権付社債	1,988,768	1,993,615	4,847
(5) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	2,277,495	2,279,331	1,836
負債計	7,812,062	7,819,029	6,966

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

債券の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債、(4) 新株予約権付社債、(5) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の資金調達を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券	
非上場株式	39,372
関係会社株式	34,500
敷金及び保証金	2,713,258

上記については、市場価格がなく、かつ、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用の店舗及びオフィスビル（土地を含む。）を有しております。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）	連結決算日における時価（千円）
1,470,311	1,319,809

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 時価の算定方法
主として、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて自社で算定した金額であります。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額	49円66銭
2. １株当たり当期純損失（△）	△1円93銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要
店舗及び店舗用敷地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を当該建物の耐用年数と見積り、割引率は0％から2.293％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	841,326	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	78,967	千円
時の経過による調整額	10,232	千円
見積りの変更による増加額	122,498	千円
資産除去債務の履行による減少額	△86,856	千円
履行義務の免除等による振替額	△123,148	千円
期末残高	843,020	千円

貸借対照表

(平成30年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**10,084,222**	**流動負債**	**3,807,731**
現金及び預金	5,540,265	買掛金	811,799
受取手形	1,488	短期借入金	300,000
売掛金	296,554	1年内返済予定の長期借入金	637,488
未収入金	2,356,645	1年内償還予定の社債	708,000
売上預け金	156,179	リース債務	2,448
商品及び製品	88,727	未払金	527,413
仕掛品	1,349	未払費用	312,810
原材料及び貯蔵品	225,374	未払法人税等	14,711
短期貸付金	30,513	前受金	374,031
関係会社短期貸付金	500,000	預り金	15,162
前払費用	265,587	賞与引当金	7,270
繰延税金資産	369,596	店舗閉鎖損失引当金	9,994
その他	263,070	資産除去債務	19,833
貸倒引当金	△11,130	その他	66,766
固定資産	**12,107,992**		
有形固定資産	**8,271,034**	**固定負債**	**9,129,959**
建物	3,394,203	社債	1,726,000
構築物	271,820	新株予約権付社債	1,988,768
機械及び装置	72,080	長期借入金	1,640,007
車両運搬具	1,080	リース債務	890
工具、器具及び備品	326,460	預り敷金及び保証金	550,064
土地	4,193,952	退職給付引当金	35,761
リース資産	11,436	関係会社損失引当金	2,358,863
無形固定資産	**186,537**	資産除去債務	823,187
のれん	22,388	その他	6,417
借地権	94,949		
ソフトウエア	10,260	**負債合計**	**12,937,690**
その他	58,939	**純資産の部**	
投資その他の資産	**3,650,419**	**株主資本**	**9,221,926**
投資有価証券	79,894	**資本金**	**100,000**
関係会社株式	44,500	**資本剰余金**	**8,842,326**
出資金	450	資本準備金	100,000
長期貸付金	102,856	その他資本剰余金	8,742,326
関係会社長期貸付金	35,000	**利益剰余金**	**1,097,024**
破産更生債権等	321,223	利益準備金	78,085
長期前払費用	67,869	その他利益剰余金	1,018,939
繰延税金資産	243,822	別途積立金	860,000
敷金及び保証金	3,173,650	繰越利益剰余金	158,939
その他	36,380	**自己株式**	**△817,424**
貸倒引当金	△455,227	**新株予約権**	**32,598**
		純資産合計	**9,254,524**
資産合計	**22,192,214**	**負債及び純資産合計**	**22,192,214**

(注)　記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**3,346,467**
売上原価	**800,595**
売上総利益	**2,545,871**
販売費及び一般管理費	**1,500,321**
営業利益	**1,045,550**
営業外収益	**351,880**
受取利息及び配当金	14,222
業務受託料	174,641
その他	163,016
営業外費用	**131,044**
支払利息	18,862
社債利息	12,755
支払手数料	60,342
貸倒引当金繰入額	1,041
その他	38,042
経常利益	**1,266,386**
特別利益	**16,995**
固定資産売却益	16,093
新株予約権戻入益	902
特別損失	**1,335,687**
固定資産売却損	671
固定資産除却損	42,721
店舗閉鎖損失	65,094
店舗閉鎖損失引当金繰入額	9,994
関係会社損失引当金繰入額	833,041
減損損失	384,163
税引前当期純損失	**52,305**
法人税、住民税及び事業税	15,172
法人税等調整額	282,029
法人税等合計	297,201
当期純損失	**349,507**

（注）　記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	100,000	100,000	8,742,326	8,842,326	78,085
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					
当期純損失（△）					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	―
当期末残高	100,000	100,000	8,742,326	8,842,326	78,085

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	860,000	604,117	1,542,202	△817,391	9,667,137	24,797	9,691,935
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△95,670	△95,670		△95,670		△95,670
当期純損失（△）		△349,507	△349,507		△349,507		△349,507
自己株式の取得				△33	△33		△33
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						7,800	7,800
事業年度中の変動額合計	―	△445,177	△445,177	△33	△445,211	7,800	△437,411
当期末残高	860,000	158,939	1,097,024	△817,424	9,221,926	32,598	9,254,524

（注）　記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）を採用しております。
関係会社株式	移動平均法による原価法を採用しております。
その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
・時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。

(2)デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ	時価法を採用しております。

(3)たな卸資産の評価基準及び評価方法

①製品・仕掛品 原材料（工場）	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
②商品・原材料	一括購入分 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。 都度購入分 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
③貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産 （リース資産除く）	定率法によっております。 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　10～31年 構築物　10～20年 工具、器具及び備品　５～10年 また、平成19年３月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。
(2)無形固定資産 （リース資産除く）	定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。 のれんについては、主に10年間で均等償却する方法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産	自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
(2)賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する金額を計上しております。
(3)店舗閉鎖損失引当金	店舗閉店に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉店関連損失見込額を計上しております。
(4)退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、退職給付制度の廃止日（平成18年３月31日）における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 なお、退職一時金制度の退職金未払額は、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取り扱い（実務対応報告第２号)」を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。
(5)関係会社損失引当金	関係会社の事業に伴う損失に備えるため、財政状態等を勘案して、損失見込額を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（貸借対照表に関する注記）

1. 担保に提供している資産

建物	984,332千円
土地	4,158,566千円
計	5,142,898千円

上記資産は、下記の債務の担保に供しております。

１年内返済予定の長期借入金	100,000千円
１年内償還予定の社債に係る銀行保証	708,000千円
社債に係る銀行保証	1,626,000千円
長期借入金	100,000千円
㈱ジー・コミュニケーションの社債に係る銀行保証	1,050,000千円

(注) この他、資金決済に関する法律に基づき以下を供託しております。

敷金及び保証金	9,500千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　14,011,672千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分掲記したものを除く。)

短期金銭債権	2,335,039千円
長期金銭債権	58,460千円
短期金銭債務	889,324千円
長期金銭債務	1,988,768千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引

営業取引による取引高	
売上高	1,623,502千円
仕入高	5,986,181千円
その他の営業取引高	1,132,067千円
営業取引以外の取引高	1,176,198千円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失
店舗及び校舎	建物等	宮城県石巻市他 (61件)	384,163千円

当社は減損損失を認識するにあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、また賃貸資産及び遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。また、本社等につきましては、全社資産としてグルーピングしております。

店舗及び賃貸資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又はマイナスとなる見込みである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(減損損失の内訳)

種類	金額(千円)
建物	349,583
構築物	24,133
機械及び装置	0
工具、器具及び備品	4,055
のれん	2,198
借地権	1,357
長期前払費用	2,833
計	384,163

資産グループの回収可能価額は主に使用価値により測定しております。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度末 株式数 （千株）
普通株式	5,710

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
貸倒引当金	3,076千円
賞与引当金	2,494千円
店舗閉鎖損失引当金	3,429千円
前受金	114,013千円
繰越欠損金	242,982千円
その他	19,525千円
小計	385,521千円
評価性引当額	△15,925千円
繰延税金資産（流動）計	369,596千円
繰延税金負債（流動）	
その他	—千円
繰延税金負債（流動）計	—千円
繰延税金資産（流動）の純額	369,596千円
繰延税金資産（固定）	
貸倒引当金	125,983千円
減損損失	979,303千円
退職給付引当金	12,284千円
関係会社損失引当金	810,269千円
資産除去債務	282,764千円
関係会社株式評価損	103,050千円
繰越欠損金	92,899千円
その他	11,996千円
小計	2,418,550千円
評価性引当額	△2,108,795千円
繰延税金資産（固定）計	309,754千円
繰延税金負債（固定）	
資産除去債務（未償却残高）	△65,932千円
繰延税金負債（固定）計	△65,932千円
繰延税金資産（固定）の純額	243,822千円

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、厨房機器、空調機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

1．親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容（注）1	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	㈱ジー・コミュニケーション	名古屋市北区	10,000	グループホールディング会社、コンサルティング事業	（被所有）直接40.47	資金の援助 経営指導 役員の兼務	製品の販売（注）2①	85,797	売掛金	31,408
							事務所の賃貸（注）2②	17,288		
							販売協力金の受取（注）2③	345,392		
							食材の仕入（注）2④、4	5,927,088	買掛金	643,411
							運賃の支払（注）2④、4	404,482	未払金	43,505
							事務管理手数料の受取（注）2⑤	40,181	未収入金	3,615
							財務アドバイザリー手数料の支払（注）2⑥	60,000	未払金	5,400
							店舗施工代の支払（注）2④	1,030,943	未払金	111,267
							当社の銀行借入に対する担保被提供（注）3	－	－	－
親会社	㈱神戸物産	兵庫県加古郡	64,000	業務用食材等の製造、卸売及び小売業	（被所有）直接14.56 間接40.47	資金の援助	新株予約権付社債の引受け（注）2⑦	－	新株予約権付社債	1,988,768

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

①当社製造製品を親会社㈱ジー・コミュニケーションを通じてフランチャイズ店舗等へ供給しております。
販売価格等の取引条件については、製造原価及び市場価格を勘案して、交渉の上決定しております。

②当社の事務所オフィスの一部を親会社㈱ジー・コミュニケーションに賃貸しております。
当該賃貸料については、近隣の取引実勢や発生経費等を勘案して、交渉の上決定しております。

③当社はフランチャイズ店舗への食材等の販売・納品業務を親会社㈱ジー・コミュニケーションに委託しており、販売高の一定金額を販売協力金として収受しております。
販売協力金にかかる料率等の条件は、取引基本契約の諸条件を勘案して、交渉の上決定しております。

④食材仕入、運賃、店舗施工代にかかる価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

⑤事務管理手数料については、当社における発生コスト等を勘案して、交渉の上決定しております。

⑥財務アドバイザリー手数料については、持株会社である親会社における運営費用及び一般的な信用保証料等を参考にして、交渉の上決定しております。

⑦新株予約権付社債の発行条件は、当社株式の市場価格を勘案して合理的に決定しております。

3. 当社の銀行借入の一部200,000千円に対して、不動産（土地及び建物）の担保提供を受けております。

4. ㈱クック・オペレーションが使用する食材等の仕入れ及び食材等の物流費用等店舗諸経費については、当社が代わって行い、同社に供給する仕組みとなっております。
上記の取引金額には、当該代行取引に係る仕入、経費発生額を含めて記載しております。

2．子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容（注）1	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱クック・オペレーション	名古屋市北区	50,000	外食店舗の運営	100.00	外食店舗運営の指導 役員の兼務	売上(ロイヤリティ収入)の受取(注)2①	650,598	－	－
							売上(店舗不動産・設備賃貸料)の受取(注)2②	499,542	－	－
							食材使用料の請求(注)2③、4	7,036,975	－	－
							店舗諸経費等の請求(注)2③、4	7,337,344	未収入金	1,927,722
							事務管理手数料の受取(注)2④	78,000	－	－
							債務被保証(注)3	100,000	－	－
	㈱ジー・アカデミー	名古屋市北区	10,000	英会話・学習塾校舎の経営管理	100.00	英会話・学習塾校舎運営の指導 役員の兼務	事務管理手数料の受取(注)2④	32,550	－	－
							出向費用・立替家賃等(注)5	510,805	未収入金	105,087
							英会話校舎譲渡代金の代理収受(注)6	246,837	未収入金	246,837

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

①㈱クック・オペレーションが運営する外食店舗の売上高の一定金額をロイヤリティとして収受しております。ロイヤリティの受取における料率等の条件は、当社の運営費用等及び一般的なフランチャイズ契約の諸条件を勘案して、交渉の上決定しております。

②外食店舗にかかる店舗不動産、店舗設備を賃貸しております。当該賃貸料については、当社における発生コストを勘案の上、交渉の上決定しております。

③㈱クック・オペレーションが使用する食材等の仕入れ及び店舗諸経費については、当社が代わって行っております。取引条件は、取引業者との実際の取引金額と同額としております。

④事務管理手数料については、当社における業務費用等を勘案して、交渉の上決定しております。

3. 当社の社債に係る銀行保証額1,400,000千円及び銀行借入の一部100,000千円に対して、㈱クック・オペレーションの保証を受けております。なお、保証料等の支払いはありません。

4. ㈱クック・オペレーションにかかる食材等の仕入れ及び店舗諸経費については、当社が代わって行い、同社に供給する仕組みになっております。このため、同社に対して、実際の消費金額を請求しております。上記の取引金額は、当事業年度の同社の食材使用高(売上原価)及び諸経費発生額に一致しております。

5. ㈱ジー・アカデミーに係る人件費、支払家賃等は当社が立替えております。上記の未収入金残高は、期末時点における人件費、支払家賃等の未精算金額であります。

6. ㈱ジー・アカデミーに振り込まれた、英会話校舎（有形固定資産、敷金・保証金）の譲渡代金等であります。

3．役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容（注）1	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む。)	セントラルデザイン㈱（注)3	東京都港区	30,000	各種広告物制作店舗デザイン、店舗施工等	－	店舗及び校舎の備品購入等	店舗及び校舎の消耗品等の購入（注)2①	71,169	未払金	6,700
	㈱ＮＯＶＡ（注)3	東京都港区	8,000	英会話・学習塾の運営	－	教育事業終了に伴う精算	英会話校舎（有形固定資産）の譲渡（注)2②	131,237	－	－
							英会話校舎（敷金・保証金）の譲渡（注)2②	105,006	－	－

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
①セントラルデザイン㈱から当社が運営する直営又はFCの店舗及び校舎にかかる消耗品等を購入しております。価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。
②教育事業のフランチャイズ契約終了に伴い、英会話校舎の有形固定資産及び敷金・保証金を平成30年1月1日付けで譲渡したものであり、取引価額は、交渉の上、帳簿価額と同額によっております。
3. セントラルデザイン㈱及び㈱ＮＯＶＡについては当社代表取締役副社長稲吉史泰の兄である稲吉正樹氏が議決権の過半数を所有しております。

4．親会社に関する注記

親会社情報

株式会社ジー・コミュニケーション（非上場）

株式会社クックイノベンチャー（非上場）

株式会社神戸物産（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額　48円20銭
2. １株当たり当期純損失（△）　△1円83銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月30日

株式会社　ジー・テイスト
　取締役会　御中

なぎさ監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　西　井　博　生　㊞

業務執行社員　公認会計士　真　鍋　慎　一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ジー・テイストの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・テイスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月30日

株式会社　ジー・テイスト
　取締役会　御中

なぎさ監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　西　井　博　生　㊞

業務執行社員　公認会計士　真　鍋　慎　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ジー・テイストの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等の取引について、当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　なぎさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　なぎさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月30日

株式会社　ジー・テイスト　監査役会

常勤監査役　間　宮　友　久　㊞

社外監査役　佐　藤　加代子　㊞

社外監査役　黒　川　孝　雄　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	杉本　英雄（すぎもと　ひでお） （昭和37年４月19日生）	昭和60年４月　株式会社日本エル・シー・エー（現 株式会社インタープライズ・コンサルティング）入社 平成元年４月　株式会社ベンチャー・リンク（現 株式会社C&I Holdings）入社 平成７年８月　同社取締役 平成８年８月　同社常務取締役 平成16年６月　同社取締役常務執行役 平成16年７月　株式会社ジー・コミュニケーション取締役社長 平成18年６月　同社代表取締役社長 平成19年５月　株式会社焼肉屋さかい（現 当社）顧問 平成19年６月　同社代表取締役会長 平成20年２月　株式会社ジー・エデュケーション（現 自分未来きょういく株式会社）代表取締役社長 平成20年４月　株式会社ジー・フード（現 セントラルホールディングス株式会社）代表取締役社長 平成21年６月　株式会社ジー・コミュニケーション代表取締役社長 平成21年６月　株式会社焼肉屋さかい（現 当社）取締役 平成23年３月　株式会社ジー・コミュニケーション取締役 平成23年３月　株式会社さかい（現 当社）代表取締役社長 平成24年４月　株式会社ジー・コミュニケーション代表取締役社長 平成24年６月　当社取締役 平成25年２月　株式会社クックイノベンチャー代表取締役（現任） 平成25年４月　株式会社さかい（現 当社）取締役 平成25年８月　当社代表取締役社長 平成26年12月　GINZA SUSHI ICHI PTE. LTD. Director（現任） 平成27年８月　SINGAPORE G.FOOD PTE. LTD.（現 G.COM RESTAURANT SINGAPORE PTE. LTD.）Director（現任） 平成30年４月　当社代表取締役会長（現任）	36,858株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	阿久津（あくつ） 貴史（たかふみ） （昭和46年２月13日生）	平成15年５月 株式会社暖中カンパニー取締役FC営業部長 平成17年９月 株式会社ダイニング企画代表取締役社長 平成18年１月 株式会社パオ（現 当社）顧問 平成18年１月 同社代表取締役社長 平成25年２月 株式会社クックイノベンチャー取締役（現任） 平成25年６月 当社取締役 平成25年８月 株式会社クック・オペレーション代表取締役（現任） 平成25年８月 当社取締役副社長　西日本カンパニー統括 平成27年１月 株式会社ジー・アカデミー代表取締役（現任） 平成28年３月 SINGAPORE G.FOOD PTE. LTD.（現 G.COM RESTAURANT SINGAPORE PTE. LTD.）Managing Director（現任） 平成28年６月 株式会社活性化本舗さぬき（現 株式会社ジー・アクアパートナーズ）取締役 平成29年８月 株式会社ジー・アクアパートナーズ代表取締役（現任） 平成30年４月 当社代表取締役社長　東日本営業本部長（現任）	125,564株
3	稲吉（いなよし） 史泰（ふみやす） （昭和47年４月27日生）	平成８年４月 蒲郡信用金庫入庫 平成11年６月 株式会社がんばる学園（現 株式会社ジー・コミュニケーション）入社 平成11年12月 株式会社ウェルコム代表取締役 平成15年８月 株式会社ジーコム九州代表取締役 平成17年６月 株式会社ジー・コミュニケーション社長室長 平成17年８月 当社入社 平成17年９月 当社代表取締役社長 平成24年９月 当社代表取締役社長　平禄事業本部長 平成25年２月 株式会社クックイノベンチャー取締役（現任） 平成25年８月 株式会社クック・オペレーション代表取締役（現任） 平成25年８月 当社代表取締役副社長　東日本カンパニー統括 平成27年１月 株式会社ジー・アカデミー取締役（現任） 平成30年４月 当社取締役　北日本営業本部長（現任）	33,384株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	稲角 好宣（いなずみ よしのぶ） （昭和38年２月７日生）	昭和60年４月 株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社インタープライズ・コンサルティング）入社 平成15年９月 株式会社リンク・プロモーション（現 株式会社カーリンク）監査役（非常勤）兼務 平成17年11月 株式会社ジー・コミュニケーション入社 平成17年12月 同社取締役 平成18年８月 同社常務取締役 平成19年３月 株式会社グローバルアクト（現 当社）監査役 平成19年６月 株式会社さかい（現 当社）監査役 平成19年６月 株式会社ジー・コミュニケーション専務取締役 平成21年６月 株式会社ジー・ネットワークス（現当社）取締役 平成23年６月 株式会社ジー・コミュニケーション取締役 平成24年６月 株式会社ジー・ネットワークス（現当社）取締役 平成24年６月 当社取締役 平成25年２月 株式会社クックイノベンチャー取締役（現任） 平成25年８月 株式会社ジー・コミュニケーション代表取締役（現任） 平成25年８月 当社取締役　管理本部長（現任）	6,109株
5	畑中 裕（はたなか ひろし） （昭和35年１月17日生）	昭和59年４月 赤井電機株式会社入社 昭和62年３月 リビングストンコミュニケーション入社 平成元年５月 エムアンドシーコンサルティング設立 平成３年４月 エムアンドシーコンサルティング株式会社設立、代表取締役（現任） 平成15年９月 株式会社エスプール監査役（現任） 平成28年６月 当社取締役（現任）	―株

（注）１．社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりです。
① 畑中裕氏は会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
② 畑中裕氏は、経営コンサルタント及び企業経営者としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われない客観的視点から、独立性をもって有効な意見をいただいており、引き続き当社の経営を監督していただくことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。
③ 畑中裕氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
２．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．杉本英雄氏の「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」の欄には、親会社である株式会社クックイノベンチャーにおける業務執行者としての地位及び担当、並びに過去５年間に当社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーションにおいて業務執行者であったときの地位及び担当を含めて記載しております。
４．稲角好宣氏の「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」の欄には、親会社である株式会社ジー・コミュニケーションにおける業務執行者としての地位及び担当を含めて記載しております。
５．各取締役候補者の所有する当社株式の数は、平成30年３月31日現在の状況を記載しております。なお、各取締役候補者の所有する当社株式の数には、当社役員持株会における本人の持ち分を含めております。

第２号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成６年６月29日開催の当社第35回定時株主総会において、月額20百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）としてご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は５名（うち社外取締役１名）であり、第１号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

１．譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

２．譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数600,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

３．譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、20年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡

制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員及び使用人に対して、割り当てる予定です。

以　上

株主総会 会場ご案内図

会場　名古屋市東区大幸南１丁目１番10号
　　名古屋市東文化小劇場　　４階ホール

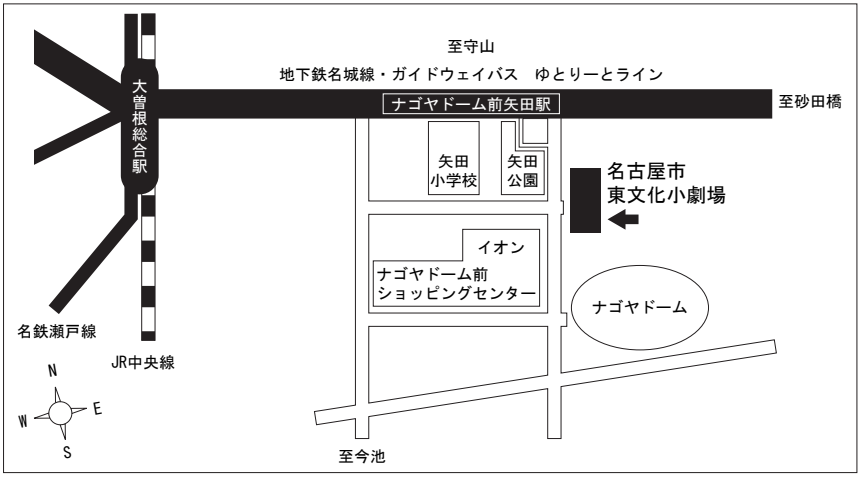

◆地下鉄名城線「ナゴヤドーム前矢田」駅（１番出口）下車徒歩３分
◆ガイドウェイバスゆとりーとライン「ナゴヤドーム前矢田」駅下車すぐ